

新旧対照表

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則（平成14年規則第29号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 省 略 <u>(3) 活性化事業 市民活動のうち、活動期間が1年以上の団体が主体性を持って行う公益性の高い事業であって、市長が別に定めるところにより採択したものをいう。</u> （補助対象事業） 第3条 市民活動補助金の補助対象事業は、自立促進事業及び活性化事業とする。ただし、国、県及び市等から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）については、補助対象外とする。 （補助対象団体） 第4条 市民活動補助金を受けることができる団体は、<u>自立促進事業にあつては構成員が5人以上、活性化事業にあつては構成員が10人以上であつて、次に掲げる要件を備えた団体のうち、市長が認めたものとする。</u> (1)～(4) 省 略 （補助金の額等） 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省 略 <u>(2) 活性化事業 486,400円以内の額</u> 2 補助金を受けることができる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる回数とする。 (1) 省 略 <u>(2) 活性化事業 1 団体につき 3 回</u>	（定義） 第2条 同 左 (1)・(2) 同 左 <u>(3) 削除</u> （補助対象事業） 第3条 市民活動補助金の補助対象事業は、自立促進事業とする。ただし、国、県及び市等から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）については、補助対象外とする。 （補助対象団体） 第4条 市民活動補助金を受けることができる団体は、構成員が5人以上であつて、次に掲げる要件を備えた団体のうち、市長が認めたものとする。 (1)～(4) 同 左 （補助金の額等） 第6条 同 左 (1) 同 左 <u>(2) 削除</u> 2 同 左 (1) 同 左 <u>(2) 削除</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。